

県税のしおり

2024



はじめに

佐賀県では、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を基本理念に掲げ、県政を進めていくことと
しています。この基本理念には、人に寄り添い、人と対話し、これまで受け継がれてきた人の「思い」
を感じ取りながら、次の世代へ繋げていく大切さと、佐賀県の「本物」の地域資源などの“佐賀らし
さ”の価値を私たちが再認識し、世界に自信を持って誇れる佐賀県をつくってきたいという思いを込
めています。

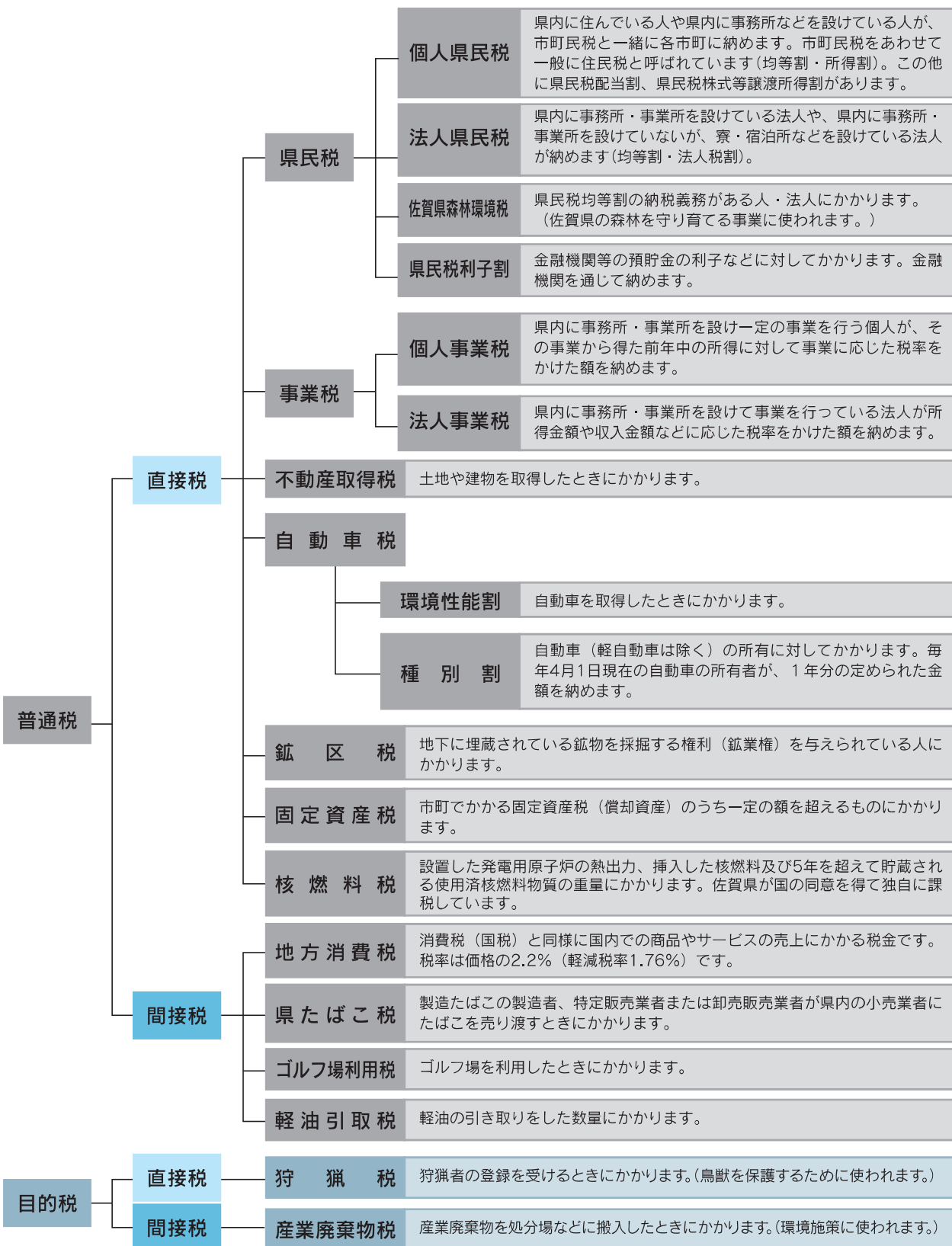
みなさまから納めていただく県税は、県の事業を行うための重要な財源として、みなさまの身近なと
ころで活かされています。

税金は豊かで安全な生活を築くための県民共通の経費であることへのご理解と、今後のご協力をお願
いいたします。

目 次

税の意義と役割	1	申告と納税の時期	42
県の予算		納税の猶予・減免など	43
歳入	2	延滞金・加算金	44
県税の内訳	2	納める場所	45
歳出	3	口座振替	46
県税の種類	4	救済制度	47
県民税		県税事務所管轄図	47
個人県民税		納税証明書	48
（均等割・所得割）	5	県税関係の申請書のダウンロード	
（県民税配当割）	10	サービスについて	49
（県民税株式等譲渡所得割）	11	令和6年度地方税制改正のあらまし	
法人県民税	12	（県税関係）	50
佐賀県森林環境税	13	国税の種類	51
個人県民税の寄附金税額控除	14	国税のお問い合わせ先	52
県民税利子割	15	市町村税の種類	53
事業税		市町村税のお問い合わせ先	53
個人事業税	16		
法人事業税	18		
不動産取得税	20		
地方消費税	23		
自動車税環境性能割	24		
自動車税種別割	29		
自動車税種別割についてのQ&A	32		
自動車税種別割・自動車税環境性能割の減免について	33		
県たばこ税	35		
ゴルフ場利用税	36		
軽油引取税	37		
産業廃棄物税	39		
鉱区税	40		
核燃料税	40		
固定資産税	41		
狩猟税	41		

県税の種類 (18種類)



- 普通税** 使いみちが特定されていない税金
- 目的税** 使いみちが特定されている税金
- 直接税** 税金を負担する人が、直接納める税金
- 間接税** 税金を負担する人が、直接納めるのではなく、それ以外の人（経営者等）を経て納める税金

固定資産税

固定資産税は、本来市町で課税されますが、大規模な償却資産については、一定限度までは市町が課税し、それを超える部分については県が課税します。

●納める人

大規模償却資産（新設大規模償却資産を含む）の所有者

●納める額

市町が課税することができる一定限度を超える部分の大規模な償却資産の価格の1.4%

●申告と納税

毎年1月1日現在の償却資産（1月末申告）に対して、県税事務所から送付される納税通知書により納付します。

狩猟税

狩猟税は、狩猟者の登録を受ける人に対して課される、鳥獣を保護するために使われる目的税です。

●納める人

狩猟者の登録を受ける人

●納める額

区 分		税 額
第一種銃猟免許（装薬銃）	県民税の所得割を納める人	16,500円
	県民税の所得割を納めなくてもよい人	11,000円
網猟免許・わな猟免許	県民税の所得割を納める人	8,200円
	県民税の所得割を納めなくてもよい人	5,500円
第二種銃猟免許（空気銃）		5,500円

（注1）放鳥獣猟区でのみ狩猟ができる狩猟者の登録については、狩猟税は4分の1になります。

（注2）放鳥獣猟区でのみ狩猟することを条件に登録を受けた人が、後日放鳥獣猟区以外でも狩猟をするための登録を受ける場合は、狩猟税は4分の3になります。

（注3）過去1年以内に許可捕獲などをした者に係る狩猟者の登録については、狩猟税は2分の1となります。

（注4）過去1年以内に許可捕獲などに従事した者に係る狩猟者の登録については、狩猟税は2分の1となります。

（注5）対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録については、狩猟税は課されません。

（注6）認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る狩猟者の登録については、狩猟税は課されません。

（注7）他県で狩猟を行う場合には、狩猟を行う県ごとに税金がかかります。

●申告と納税

狩猟の登録を受けるときは、狩猟税申告書に税額に相当する「狩猟税証紙」を貼って県に納めます。なお、「狩猟税証紙」は、一般社団法人佐賀県猟友会で購入してください。詳しくは、佐賀県税事務所（0952-30-3161）にお問い合わせください。

申告と納税の時期

税の種類は17種類で、申告期限と納期は次のとおりです。

区 分		申告期限	納 期	納める方法
個人 県民税	均等割 所得割	給与所得については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日までに市町に提出（公的年金のみの者も同様）	給与支払者が、6月から翌年5月まで毎月徴収して翌月10日までに市町に納入	給与支払者が特別徴収して納入
		給与以外の所得者は、3月15日（所得税の確定申告をした人は不要）	一般的には6月、8月、10月、翌年1月	普通徴収
	配当割	毎月分を翌月10日	申告期限と同じ	申告納入
	株式等譲渡所得割	毎年分を翌年1月10日	〃	〃
県民税利子割		毎月分を翌月10日	〃	〃
法人県民税		確定申告は、事業年度終了日以後2ヶ月以内	〃	申告納付
個人事業税		3月15日（所得税の確定申告をした人や個人住民税の申告をした人は不要）	8月、11月（税額が1万円以下の場合は8月のみ）	普通徴収
法人事業税		確定申告は、事業年度終了日以後2ヶ月以内	申告期限と同じ	申告納付
地方 消費税	譲渡割	法人事業者…消費税の申告期限と同じ 課税期間の末日（決算の日）の翌日から2ヶ月以内 個人事業者…消費税の申告期限と同じ （翌年3月末日まで）	〃	税務署へ申告納付
	貨物割	輸入課税物品に対する消費税の申告期限と同じ	〃	税関へ申告納付
不動産取得税		取得した日から60日以内（表示に関する登記又は所有権の登記の申請した人は不要）	納税通知書に定めた日	普通徴収
県たばこ税		毎月分を翌月末日	申告期限と同じ	申告納付
ゴルフ場利用税		毎月分を翌月10日	〃	申告納入
自動車税環境性能割		登録または届出のとき	申告期限と同じ	証紙徴収
自動車税種別割		取得、変更のつど	5月	普通徴収
			新規登録のとき	証紙徴収
鉱 区 税		取得、消滅または変更の日から7日以内	5月	普通徴収
核燃 料税	価額割	核燃料挿入日以後2ヶ月を経過する日の属する月の末日	申告期限と同じ	申告納付
	出力割	課税期間の末日の翌日から起算して2ヶ月以内	〃	〃
	核燃料物質重量割	5月末日	〃	〃
狩 猟 税		登録を受ける日	〃	証紙徴収
固定資産税		毎年1月1日現在の大規模の償却資産について1月末日までに申告	4月、7月、12月、2月	普通徴収
軽油引取税		毎月分を翌月末日	申告期限と同じ	申告納入(付)
産業廃棄物税		1月1日～ 3月31日分- 4月末日 4月1日～ 6月30日分- 7月末日 7月1日～ 9月30日分- 10月末日 10月1日～ 12月31日分- 1月末日	〃	申告納入(付)

- 普通徴収・・・県税事務所から送付された納税通知書により納税者が税金を納めること。
- 申告納付・・・納税者が納めるべき税金を計算し、申告して納めること。
- 申告納入・・・経営者などが県に代わってお客から税金を受け取り、それを申告し納めること。
- 証紙徴収・・・県が発行した証紙を申告書などに貼って納めること。

納税の猶予

次の場合には、1年以内（事情によっては最長2年まで）の期間に限り、納税の猶予を受けることができます。

1. 本人の財産が災害や盗難にあったとき。
2. 本人やその家族が病気にかかったり、負傷したりしたとき。
3. 事業に大きな損失を受けたり、廃業や休業をしたりしたとき。

※なお、法人事業税、不動産取得税、自動車税環境性能割、軽油引取税及び産業廃棄物税については、それぞれ独自の徴収猶予制度があります。

※県税を一時に納付することにより事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるときには、申請により換価の猶予が認められる場合があります。

納期限の延長

災害その他やむを得ない事情により、期限までに申告・納税することができないときは、災害などがやんだときから2ヶ月以内に限り期限が延長されます。

税の減免

次の県税については、それぞれの理由に該当する場合には、税金が減額または免除される場合があります。

個人県民税 (均等割・所得割)	個人の市町民税が減免された場合
法人県民税	次に掲げる法人などで収益事業を行わない法人
	①公益社団法人及び公益財団法人
	②一般社団法人及び一般財団法人であって、法人税納税地の所管税務署長に非営利性が徹底された法人、あるいは、共益的活動を目的とする法人である旨の届出をした法人
	③地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体
個人事業税	④特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
	生活保護法による生活扶助を受けている場合 災害による被害を受けた場合
不動産取得税	天災などの災害により、滅失や損壊した不動産に代わる不動産を取得した場合
	取得した不動産がその取得の直後に天災などの災害により滅失や損壊した場合
自動車税環境性能割 自動車税種別割 (P33、P34も参照してください)	身体障害者等の日常生活における移動のために、身体障害者等本人または当該身体障害者等と生計を一にする家族が所有する自動車を運転する場合（障害の程度などにより制限がありますので、最寄りの県税事務所にお尋ねください。）
	身体障害者等の利用に適した構造の自動車である場合
鉦区税	天災による被害、その他特別な事情がある場合
狩猟税	貧困により生活のため公私の扶助を受けている場合
	天災による被害、その他特別な事情がある場合
産業廃棄物税	天災による被害、その他特別な事情がある場合